

# 坂東市地域防災計画改定（令和2年3月）案の概要

（総則編、風水害等対策編、地震災害対策計画編、被災者生活支援計画編）

## I 改定の背景

### 1 防災基本計画の改定（平成30年6月及び令和元年5月）

- (1) 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に係る改定
- (2) その他最近の災害対応の教訓や関係法令の改正を踏まえた改定

### 2 茨城県及び坂東市の取組を踏まえた改定

- (1) 県が策定した「避難勧告等の発令に係る基本的考え方」や「茨城県風水害対策検討懇話会報告」を踏まえた市の風水害対策に係る改定
- (2) 県地震被害想定の見直しを踏まえた市の震災対策に係る改定

## II 主な改定項目

□A：防災基本計画の改定を踏まえた改定 □B：県及び市の取組を踏まえた改定

### 1 水害・土砂災害からの避難対策の推進

#### ① 避難勧告等の発令基準の設定等

・市は、避難勧告等の発令に当たっては、5段階の警戒レベルを明記するほか、発令基準の明確化（空振りを恐れない躊躇なき発令）、早期の発令（避難時間等の確保を考慮した発令）及び住民の早期行動の促進（住民の適切な行動を促す避難情報の提供）を基本とする。□A □B

・市は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川についても、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。□A □B

#### ② 避難行動等についての住民の理解促進等

・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化する。□A

#### ③ 災害情報の確実な伝達

・災害情報を住民に提供するため各種情報伝達手段について、SNSなどの民間アプ

りを活用するとともに、あらゆる機会を利用して平時より周知する。[B]

・災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施する。[B]

・災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。[B]

## 2 大規模災害への備えの強化

### ① 地震被害想定(positioning)

・平成30年12月に「茨城県地震被害想定」が見直しされ、県に被害をもたらす7つの想定地震のうち、当市において最も大きな被害が想定される「茨城・埼玉県境の地震」を位置づける。[B]

### ② 公的備蓄の見直し

・新たな地震被害想定を踏まえ、県と市が協力して備蓄に努める目標量を見直しするとともに液体ミルク、乳児・幼児用おむつ等を追加する。[B]

## 3 その他(防災体制の強化)

### ① 防災ボランティア団体との連携等

・県及び市は、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。[A]

・行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進する。[A]

### ② 河川流域関係者間の密接な連携

・洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的・一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者等の多様な関係者間が密接に連携する。[A] [B]